

金杉小学校で小規模特認校がはじまりました

問合せ：教育総務課 ☎ 991-1807 / 金杉小学校 ☎ 991-5000

金杉小学校はこれまでも地域と密着した特色ある教育活動を推進してきましたが、平成29年度からは小規模特認校※¹として次のような教育活動を実践します。

今年度は、1年生1名、3年生1名の計2名が町内の他の学区から通学しています。



「目から、耳から、心から」英語に触れる教育活動を実践します

外国人の語学指導助手を常時配置し、授業だけでなく、日常的な活動の中で英語に触れる機会を増やし英語活動の充実を図ります。

児童一人一人に応じたきめ細やかな指導の充実を図ります

少人数指導やチームティーチングによる授業を展開することで、児童一人一人に応じたきめ細やかな指導の充実を図っています。

※1小規模特認校とは…少人数による教育のよさを生かし、特色ある教育活動を展開する小規模校において教育を受けさせたいという保護者の希望に応えると共に、教育活動の一層の活性化を図ることを目的とする制度です。町内の金杉小学校の通学区外からも児童を受け入れます。

運動会を実施します 5月20日(土)午前8時50分～午後3時

来年度新1年生の方で、金杉小学校への入学を検討されている方は、当日「新入児かけっこ」で走ることができます。

ご希望の方は、5月12日(金)までに、金杉小学校(☎991-5000)までご連絡ください。



平成29年度軽自動車税納税通知書の送付及び障がい有する方の減免について

問合せ：税務課 町民税担当 ☎ 991-1833

■平成29年度軽自動車税納税通知書について

軽自動車税の納期限は、5月31日(水)です。納期限内であれば、金融機関のほか、お近くのコンビニエンスストアでも納めることができますので、期限までにご納付をお願いします。

※昨年度から軽自動車税の税率が改定されています。

詳細は軽自動車税納税通知書又は町ホームページにてご確認ください。

■障がい有する方の軽自動車税の減免について

障がい者のために使用される軽自動車について、次の内容に該当する場合、申請をして軽自動車税の減免を受けることができます。減免申請は、毎年度必要となりますのでご注意ください。

▶減免を受けることができる障がいの程度

1. 身体障害者手帳をお持ちの方(右表参照)
2. 療育手帳をお持ちの方
 - ①、A
3. 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 - 1級(自立支援医療費受給者証等により、通院の事実が確認できる方のみ)
4. 戦傷病者手帳をお持ちの方
 - 恩給法に定める障がいの程度で、減免の範囲が定められています。

▶減免の手続

減免に必要な書類、申請期限などは、納税通知書に同封のお知らせをご覧ください。

障がいの区分		障がいの程度(級別)
視覚		1級～3級、4級の1
聴覚		2級、3級
平衡機能		3級
音声又は言語機能		3級(こう頭が摘出された場合のみ)
上肢		1級、2級
下肢		1級～6級
体幹		1級～3級、5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	1級、2級
	移動	1級～6級
心臓機能		1級、3級
じん臓機能		
呼吸器機能		
ぼうこう又は直腸機能		
小腸機能		1級～3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能		
肝臓機能		